

坂田公認会計士事務所通信11月号

お客様各位

平成22年11月1日

11月に入り、急に冷え込んで、紅葉も見ごろになりました。

皆様方におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

さて、今月の事務所通信は下記の4項目についてまとめました。

1. 融資対策～金融検査マニュアルの活用～技術力と販売力をアピールする
2. 助成金の活用～3年以内に学校を卒業した既卒者を採用した場合の助成金
3. シリーズ税制改正～グループ法人税制対策を利用した節税策その3
4. 就業規則見直しのポイント～休業規程

1. 融資対策～金融検査マニュアルの活用～技術力と販売力をアピールする

金融検査マニュアルでは、銀行は会社の技術力や販売力のある企業の将来性に期待し、現段階での決算数値のみにとらわれない柔軟な評価を行うことを求めています。

そのため、会社は下記の定性的事項を基に、具体的な製品化や大企業との技術協力を銀行に強力にアピールすることが大切です。

- ・ 特許権、実用新案権等を背景とした新規受注契約の状況や見込
- ・ 新商品・サービスの開発・販売状況を踏まえた事業計画
- ・ 業界内での自社や取扱商品の評判を示す記事

これらのプラス要因を列挙するためには、自社の強みをよく整理しましょう。

2. 助成金の活用～3年以内に学校を卒業した既卒者を採用した場合の助成金

最近の就職難のため、大学や高校などを卒業しても就職の決まらない学生が多数出ています。

そのため、ハローワークより平成20年3月以降の卒業生で卒業後安定した職業に就けなかった者を採用した場合の助成金が出ました。

3年以内既卒者トライアル雇用奨励金は、上記の者を3ヶ月の試用期間を経て正社員として採用した場合は、試用期間は月額10万円、その後正社員として採用すれば50万円と、最大80万円が受給できます。

3年以内既卒者採用拡大奨励金は、3年以内既卒者を新卒者と同じ枠で採用すれば100万円が受給できます。

大企業が採用を減らしている現況では、中小企業がいい人材を採用するチャンスかもしれません。

3. シリーズ税制改正～グループ法人税制対策を利用した節税策その3

10月1日からグループ法人税制が全面適用されています。

そこで、グループ法人税制を利用した節税策その3を考えました。

グループ法人税制には、グループ法人間で行われた寄付金については、寄付金を支払った側では経費として認められず、また、寄付金をもらった側では所得に含めなくていいという規定があります。

これを利用して、親会社は過去のリストラ等により、欠損金があるため当分は税金の心配が無く、子会社は資金が不足しているケースを想定しました。

従来は親会社が資金不足の子会社に資金を提供すると、貸付金とすると金利を徴収することや、増資

坂田公認会計士事務所通信11月号

とすると子会社の資本金が大きくなり、住民税均等割などが増加するというデメリットがありました。

しかし、今回のグループ法人税制では、親会社では経費になりませんが、子会社では所得として認識する必要がないため、子会社では税負担が生じないのです。

つまり、この制度を利用して、グループ法人間で現金でやり取りすれば、寄付金として認められ、税負担なしでグループ法人間での資金の提供が可能となるのです。

もちろん、寄付金を提供する側のタックスプランニングが必要ですが、十分に使える技でしょう。

4. 就業規則見直しのポイント～休業規程

最近、うつ病などで長期に欠勤する従業員が増えています。

この私傷病による欠勤について整理してみましょう。

就業規則に私傷病による欠勤に対する休業規程があれば、それに従った措置が必要ですが、実は労働基準法上は私傷病による休業はどこにも触れられていないのです。

ノーワーク・ノーペイの原則に従い、欠勤者に給料を支払う必要がないだけでなく、労働契約に定めた労働の提供が出来ない以上、労働契約の終了(自然退職)が認められているのです。

従って、就業規則をこれから整備する会社は、あえて私傷病による休業規程を設けないことが安全でしょう。

もし、従業員がどうしても私傷病により欠勤せざるを得ない場合は、従業員のキャリアなどを個別に勘案して、休業させるかを決定することを検討して下さい。

記帳指導、決算・税金対策から人事労務対策までワンストップで対応します。
私共は最も頼りになるパートナーを目指しております。共に成長しましょう。

坂田公認会計士事務所 株式会社ビジネストラスト

〒669-1544 三田市武庫が丘8-14-1

代表 公認会計士・税理士・社会保険労務士 坂田正一郎

TEL 079-506-0686 FAX 079-563-9128

E-Mail sakatacpa@eto.eonet.ne.jp HP <http://www.taxac.jp/sakata/>